

しょうがいしゃ さいばんいんせいど さんかく む
障害者の裁判員制度への参画に向けて

ひろ こくみん ひら さいばんいんせいど めざ
～広く国民に開かれた裁判員制度を目指して～

へいせい ねん がつ にち さいばんいんせいど
平成21年5月21日から裁判員制度がスタートします。

しゃかいふくしほうじん ぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

しょうがいかんけいだんたいれんらくきょうぎかい
障害関係団体連絡協議会

1. 広く国民に開かれた裁判員制度を目指して

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、6人の裁判員と3人の裁判官が、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断する制度です。

裁判員制度は広く国民が参加する制度であり、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある」(裁判員法14条3号)と認められる場合等を除き、裁判員に選ばれる可能性があります。障害のある人の裁判員制度への参加に当たって、裁判所に対して具体的な配慮を求めることができます。これは、障害のある人を含む全ての人により司法へ参加できる仕組みに発展していくことにつながっていきます。

なお、「70歳以上の人」や「重い病気やけがのある人」、「親族・同居人の介護や養育を行う人」等は辞退の申立てをすることができます。

選任手続きの流れ

前年秋頃

裁判員候補者名簿の作成

前年12月頃まで

候補者への通知・調査票の送付

事件ごとに名簿の中からくじによる選定

選任手続期日の6～8週間前

選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

選任手続きおよび審理・評議の場で、具体的にどのような配慮が必要であるかを裁判所へ伝えます。

選任手続期日

選任手続き

審理・評議の場でどのような具体的な配慮が必要であるかを裁判所へ伝えます。

裁判員になる人を決定

裁判員の役割

審理 裁判員は、裁判官と一緒に審理に立ち会います。

評議 裁判員は、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを議論し、決定します。

判決 裁判員は、裁判長が行う判決宣告に立ち会い、その職務を終えます。

裁判員裁判の1日のスケジュール

事件によって異なりますが、例えば、午前9時30分頃に裁判所に来て、昼食時間や休憩等をはさんで午後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うといったスケジュールです。

裁判員裁判の日数の目安

約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります。

その他裁判所への移動等

裁判員候補者や裁判員等になって裁判所へ行った場合、交通費と日当が支払われます。交通費は、原則として、最も経済的な経路・交通手段で計算されます。また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には宿泊料も支払われます。なお、タクシーの利用についても裁判所がやむを得ない事情により、必要な交通手段であると判断すれば、裁判所が費用を負担します。(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第9条)

2. 裁判所による配慮事項

裁判所は、障害がある人が裁判員制度に参加できるように、次のような配慮を考えています。

視覚障害のある人

- 本人の申出により、選任手続きの書類を点字翻訳します。
- 選任手続きに関する書類のうち、裁判員制度の概要等について記載したパンフレットには音声コードが付されています。

聴覚障害のある人

- 本人の申出により、裁判所が手話通訳者、要約筆記者を手配します。

ガイドヘルパーが必要な人

- ガイドヘルパーが必要と認められる場合には、裁判所がガイドヘルパーを手配します。

裁判所のバリアフリーの状況

裁判所では次のような整備がなされています。

(庁舎内)

- ・玄関スロープ
- ・身体障害者用トイレ
一部の裁判所ではオストメイト
対応のトイレも備えています。
- ・点字ブロック
- ・エレベーター
- ・補助犬を同伴することができます。
- ・庁舎内では裁判所職員が誘導や
補助等のサポートをします。

(法廷内)

- ・スロープまたは車椅子用リフト
- ・車椅子の高さに対応した法卓



裁判所は障害のある人が裁判員として参加する際に、できるだけ支障がないように
必要な配慮を行うこととしています。

あなたが裁判所に具体的にどのような配慮が必要であることを伝えることで、参加に
必要な配慮が個別に判断されることとなります。

視覚障害者が参加したある模擬裁判の配慮の状況

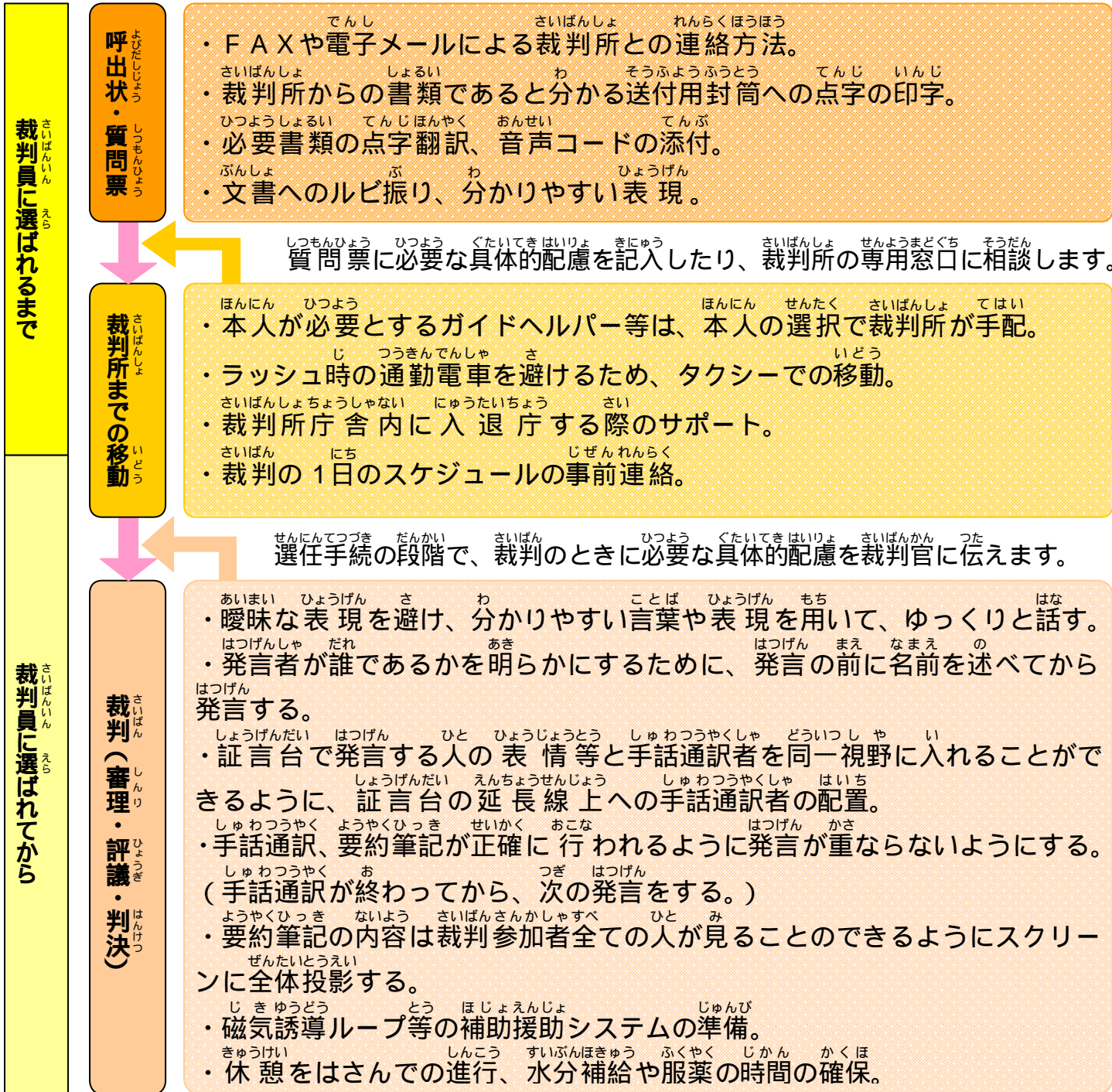
視覚障害者が参加した模擬裁判において、次のような配慮が行われました。

- ・呼出状、宣誓書、裁判員法39条の説明文、進行予定表、起訴状が点字翻訳された。
- ・裁判所職員が視覚障害の人に付き添って裁判員席まで誘導した。
- ・視覚障害の人は裁判官の隣の席に着席し、その裁判官が補足説明等を行った。
- ・審理の場では、検察官や弁護士はゆっくりと話し、言葉の繰り返しを用いた。
- ・写真や図面等の内容は、裁判官や検察官が補足説明した。

3. 具体的な配慮を求めるポイント

裁判員としての職務遂行に著しい支障があるかどうかは、裁判の事案の内容や障害の程度に依りて個別に判断されます。

裁判所に対して、裁判員として参加するまでの各段階において、次のように具体的な配慮を求めることが考えられますので、必要な事柄を裁判所に伝え、相談しましょう。



裁判員制度についてより詳しくお知りになりたい方はお近くの裁判所にお問い合わせください。

障害の特性等についてより詳しくお知りになりたい方は、下記の団体にお問い合わせください。

団体名	TEL	FAX
全国ことばを育む会	03-3207-3107	03-3207-3107
全国肢体不自由児・者父母の会連合会	03-3971-0666	03-3982-2913
全国重症心身障害児(者)を守る会	03-3413-6781	03-3413-6919
全国脊髄損傷者連合会	03-5605-0871	03-5605-0872
全日本手をつなぐ育成会	03-3431-0668	03-3578-6935
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	-	03-3354-0046
全国精神障害者団体連合会	03-5438-5591	03-5438-5592
全日本ろうあ連盟	03-3268-8847	03-3267-3445
日本筋ジストロフィー協会	03-5273-2930	03-3208-7030
日本身体障害者団体連合会	03-3565-3399	03-3565-3349
日本盲人会連合	03-3200-0011	03-3200-7755
日本リウマチ友の会	03-3258-6565	03-3258-6668
日本てんかん協会	03-3202-5661	03-3202-7235
日本発達障害ネットワーク	03-6240-0674	03-6240-0671

発行日 平成21年3月

発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL03-3581-6502 FAX03-3581-2428